

出席停止や外出について

検査技師 森由美

インフルエンザは学校保健安全法に定められている感染症で、規定に定められた通りに学校や幼稚園、保育園を休まなければなりません。

●学校（小、中、高、大学など）は熱が出始めてから5日以上経過し、かつ、まる1日37℃以上の熱が出ない日の次の日から2日間出席停止です。

●幼稚園、保育所は熱が出始めてから5日以上経過し、かつ、まる1日37℃以上の熱が出ない日の次の日から3日間出席停止です。

※熱が出始めた日は0日で、翌日から5日間です。下の図を参考にしてください。

低年齢ほどウイルスが体内に残りやすく、感染させる可能性がある期間が長いため、幼稚園、保育所の出席停止期間が長くなっています。大人の方は会社で規定がなければ学校の規定を参考に休んでください。診断書が必要な方は職員にお申し出ください。

インフルエンザウイルスは発症後5～7日間はウイルスの排出があります。周囲への感染を防ぐために外出は控えるか、マスクを着用して外出しましょう。



解熱とは「まる1日37℃以上の発熱がないこと」を指します。